平成２４年（フ）第４４２号
埼玉県川越市西小仙波町２丁目24番地18　レジデンス本川越103号室、前住所埼玉県川越市大字上戸276番地９　グランドールⅢ201号室
債務者　正田　昭夫
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５８号
埼玉県坂戸市関間４丁目５番44号、前住所埼玉県坂戸市浅羽野１丁目６番地30
債務者　藤井　秀隆
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４６３号
埼玉県狭山市大字水野1210番地の31
債務者　内田　基嗣
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４８８号
埼玉県日高市大字下鹿山494番地　こま川団地２街区９棟209号、前住所埼玉県比企郡小川町大字大塚496番地12
債務者　島崎　友宏
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１６２号
新潟市南区上下諏訪木1240番地９　北陸第６アパート西棟201号、前住所新潟市南区高井東１丁目５番18号
債務者　清野　俊輔
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４２号
新潟市東区石山６丁目３番10号、前住所新潟市北区すみれ野１丁目３番30号
債務者　久保田誠一
1　決定年月日時　平成24年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２９２８号
大阪市西淀川区福町２丁目３番18号　若杉荘31号室
債務者　杉本　久子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３５３号
大阪府豊中市東泉丘２丁目13番５―202号
債務者　草薙　郁子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３６９３号
大阪府東大阪市東石切町３丁目10番35号　アルザス石切103号
債務者　水戸　宏之
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８１７号
大阪府門真市月出町５番13号　小川弐番館３―ほ号
債務者　田島るり子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９１４号
大阪市城東区古市１丁目５番２―103号
債務者　中田　直美
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３９８４号
大阪市住之江区御崎６丁目１番22―505号、前住所大阪市住之江区粉浜１丁目７番10号
債務者　大西　佳子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３７号
大阪市生野区小路１丁目１番18号　静和ハイツ601
債務者　坂下伸一郎
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０７９号
大阪市平野区喜連東５丁目４番５―412号
債務者　外山　規子
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０８２号
大阪市西成区千本北１丁目９番17号　千馬ハイツ401号
債務者　大野　盛義
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１４０号
大阪府東大阪市稲田新町１丁目４番12―104号
債務者　髙砂　達仁
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４１５０号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目２番16号　308号
債務者　岡本　　猛
1　決定年月日時　平成24年８月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部